

# UBC情報



発行：2021年11月1日

No. 257

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野事務所からのお知らせ～

毎年11月には税務署から年末調整関係書類が送付されます。  
令和3年の年末調整では、税制改正に伴い従業員の方から提出を受ける書類への押印が不要となっています。

## トピックス

### 相続税における「連帯納付義務」

#### ◆財産を取得した相続人全員で連帯して納付

相続税は、被相続人から相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額（3千万円＋600万円×法定相続人数）を超える場合、相続税の課税対象となり申告が必要となります。

また、相続税額は、基礎控除額を差し引いた課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して算出した相続税の総額を、各相続人が実際に取得した遺産の割合に応じて納付することになります。

相続税の申告・納税は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に行う必要がありますが、相続税を納付していない相続人がいた場合は、各相続人が相続等により受けた利益の価額（納付した税額等を控除）を限度として、連帯して納付しなければならない義務があります。そのため、納付済みの相続人でも、納付していない相続人の相続税の納付を求められる場合があります。

#### ◆連帯納付義務が発生するまでの流れは

相続税を納期限までに納付していない相続人がいる場合、まず本来の納税義務者（納付していない相続人）に督促状が送付され1ヵ月を経過しても完納されない場合は、連帯納付義務者に対して「完納されていない旨のお知らせ」が送付されます。

その後も本来の納税義務者から納付がない場合は、連帯納付義務者に対して納付通知書が送付され、2ヵ月を経過しても完納されない場合は、督促状が送付されることとなります。それでも納付が行われない場合は財産の差押え等の滞納処分が行われます。

なお、本来の納税義務者が延納又は納税猶予の適用している場合などは、連帯納付義務を負いません。



#### ◆健康保険の被扶養者資格を再確認

協会けんぽは、健康保険の被扶養者資格の再確認を毎年度実施しており、対象となる被扶養者がいる事業主に「被扶養者状況リスト」が先月から順次送付されています（提出期限は12月20日）。

被扶養者の収入については、今後1年間の見込み額となるため一時的な事情で収入が増加した場合でも、今後1年間の収入が130万円未満（60歳以上などは180万円未満）になると見込まれる方は、引き続き被扶養者として認定されます。

なお、被扶養者が別居している場合は仕送りの事実と金額が確認できる書類（学生は省略可能）、海外在住の場合は海外特例要件（留学生など）に該当することが確認できる書類の提出が必要です。

## ◆10月から実施されている主な制度等

◎日本郵便の配達サービス等の見直し……郵便法の改正等により、普通扱いとする郵便物・ゆうメールの配達について、①土曜日の配達を休止、②配達日数を段階的に1日程度繰り下げます（ゆうパック、レターパック、速達、書留などの取扱いは変更なし）。その他、速達料金の引下げや、配達日指定郵便の料金区分変更などが実施されます。

◎健康保険証の本人直接交付……健康保険証の交付は、保険者（協会けんぽや各健康保険組合）から事業主に送付した上で、事業主から被保険者（従業員）に交付することになっていましたが、改正により保険者が支障なしと認める場合は、保険者から被保険者本人に直接交付することが可能になりました。

◎自動車検査における法定手数料の引上げ……自動車検査（車検）の際に支払う法定手数料について、技術情報管理手数料（1台あたり一律400円）が追加されます。

◎携帯電話のSIMロック原則禁止……携帯電話会社が販売する端末を他社回線で使えないようにする「SIMロック」について、10月以降に発売される端末から原則禁止となります。

◎インボイス発行事業者の登録申請開始……令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入され、適格請求書発行事業者が交付した適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。この適格請求書発行事業者の登録申請が始まり、原則として令和5年3月までに申請書を提出すれば令和5年10月から登録を受けられます。なお、登録した事業者の情報（氏名・名称、登録番号等）は、「適格請求書発行事業者公表サイト」で公表されます。

## ¥¥¥「新500円硬貨」¥¥¥

11月から新しい500円硬貨が発行されます。基本デザインは変わりませんが、3種類の金属を組み合わせた二色三層構造として、縁に異形斜めギザを採用するなど偽造防止を強化しています。使用金属が変わった為、色味が従来の硬貨と異なっています。実際に流通するのはいつ頃でしょうか・・・

## ◆平均給与は2年連続で減少し433万円

国税庁が公表した「令和2年分民間給与実態統計調査」によると、1年を通じて勤務した給与所得者は5,245万人（平均年齢46.8歳、平均勤続年数12.4年）で、その平均給与は前年比0.8%減の433万円（男性532万円、女性293万円）となり、2年連続で減少しました。

給与階級別分布をみると、300万円超400万円以下が913万人（構成比17.4%）で最も多く、次いで200万円超300万円以下の814万人（同15.5%）となっており、400万円以下の給与所得者が全体の55.1%を占める2,892万人でした。なお、1千万円超の給与所得者は241万人で全体の4.6%となっています。

## ◆雇調金の特例措置等は2022年3月まで延長

新型コロナに伴う雇用調整助成金の特例措置や、新型コロナ対応休業支援金・給付金は3月末まで延長となりました。（2022年1月以降の助成内容は11月中に発表）

また、雇用調整助成金の業況特例・地域特例の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を30円以上上げる場合、本年10～12月の休業については休業規模を問わず支給対象となります。ただし、令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を上げる場合、発効後の地域別最低賃金から30円以上の引上げが必要となります。



## ☆編集後記☆

秋も深まり、冬はもうすぐそこですね。ワクチン接種も進んでいますが、今後もコロナ・インフルエンザウイルス対策を徹底しましょう！

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所  
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 257

発行：2021年  
11月1日

Selected Clients & Professionals Relationship

発行元：  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所

〒755-0036  
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717  
Fax:0836-33-6753  
Mail:info@ubc-net.com  
URL:http://ubc-net.com



高齢者

## 100歳以上が8万6,510人 男性は初めて1万人を超える



厚労省は9月14日、2020年9月1日時点での住民基本台帳に基づく100歳以上の高齢者の総数が、前年より6,060人増えて、8万6,510人であることを発表しました。100歳以上高齢者の総数は、1971年以来51年連続で過去最多を更新しています。

男性は1万60人、女性は7万6,450人です。女性が全体の88%を占める一方、男性が初めて1万人を超えました。最高齢は福岡県在住の女性で、118歳です。2018年7月22日から国内最高齢者です。

男性では奈良県在住の111歳です。2020年8月22日から男性の国内最高齢者です。

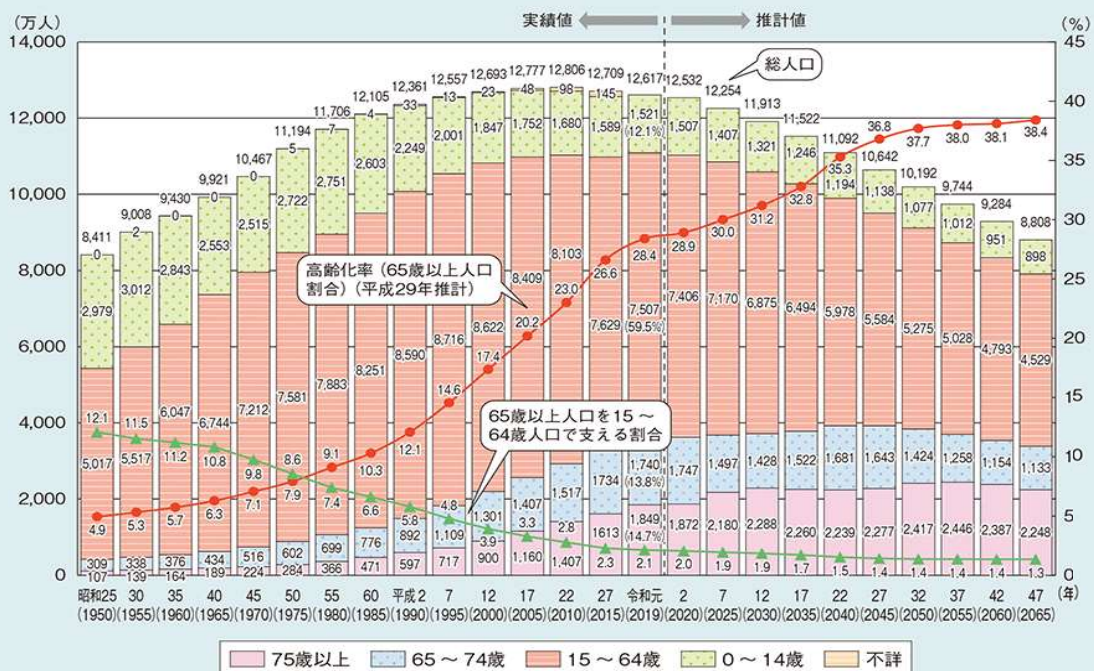
都道府県で人口10万人当たりの100歳以上高齢者数を見ると、最多は島根県(134.75人)、高知県(126.29人)、鹿児島県(118.74人)の順です。島根県は9年連続1位となりました。最少は埼玉県(42.40人)、愛知県(44.42人)、千葉県(49.12人)となります。埼玉県は32年連続最下位となりました。

9月15日の「老人の日」の記念行事として、内閣総理大臣からお祝い状と銀杯が贈られる、今年度中に100歳に到達または到達する見込みのある高齢者数は、4万3,633人となりました。前年より1,831人増加し、男性は5,770人、女性は3万7,863人です。

100歳以上高齢者数の増加傾向について、老健局高齢者支援課は「今回の結果ですべての要因を分析するのは難しいが、背景として出生数が増えるような時代に生まれた世代であることや、医療・介護の進歩、健康寿命の向上、個々人の健康意識の高まりなど、さまざまな要因があり、元気で長寿な高齢者が増えている」との考えを示しました。(全国地域医業研究会)

令和3年版高齢社会白書  
(内閣府)より

高齢化の推移と将来推計



# オンライン資格確認 10月20日から本格運用



厚生省は9月22日の社会保障審議会医療保険部会（田辺国昭部会長）に、10月20日からオンライン資格確認システムを本格運用することを報告しました。

10月20日以降、医療機関や薬局では、患者が持参した保険証とオンライン資格確認システムの情報が異なっていた場合に、原則としてシステム上の情報のほうを正しいものと判断します。システムを導入した医療機関であれば、患者が保険証なしにマイナンバーカードのみで受診することも可能になります。

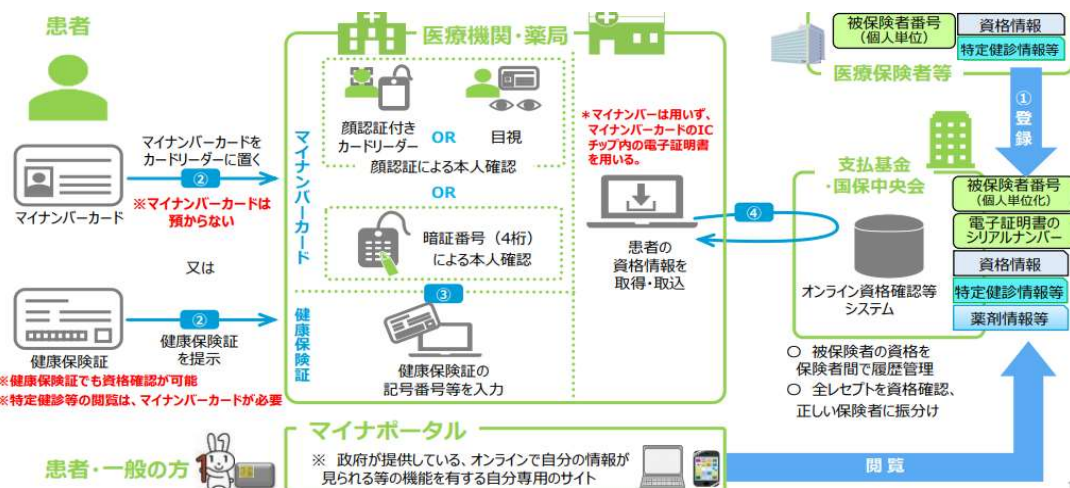
システムを導入した医療機関・薬局では、10月20日から患者の特定健診等情報と薬剤情報を閲覧することも可能になります。

ただ、システム導入の準備が完了した医療機関・薬局は1万2,894施設で、全医療機関・薬局の5.6%にとどまっています。

オンライン資格確認に対応していない医療機関を患者が保険証なしにマイナンバーカードのみで受診した場合には、資格情報を確認することができないため、一時的に患者が医療費の10割分を支払うことになる可能性があります。このため厚生省は、すべての医療機関・薬局でシステムが導入されているわけではないことを国民に周知する方針です。

日本商工会議所の藤井隆太委員は、顔認証カードリーダーを申し込んだ医科診療所は43.9%にとどまっていることに懸念を示し、「導入の義務化など、普及促進策を議論すべき」と提案しました。

一方、10月5日から、オンライン資格確認システムを利用した、レセプトの振替、分割サービスの運用が始まります。これにより、医療機関に資格過誤として返戻されるレセプトが減少する見込みです。（全国地域医業研究会）



## 11月は「過労死等防止啓発月間」です ～職場におけるメンタルヘルス対策等の徹底を～

◆「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患・心臓疾患や精神障害をいいます。

直近20年間で、脳・心臓疾患による労災請求件数は年間1,000件弱で推移していますが、精神障害による請求件数はほぼ一貫して増加してきており、令和元年には2,000件を超えました。

平成21(2009)年度からは請求件数の多い業種が中分類ごとに集計されていますが、精神障害による請求を見ると、同年度と平成22(2010)年度の1位は「社会保険・社会福祉・介護事業」、2位が「医療業」となっています。平成23(2011)年度だけは1位と2位が逆転しますが、平成24(2012)年度に再び「社会保険・社会福祉・介護事業」が1位、「医療業」が2位となり、以後令和2(2020)年まで変動がありません。

社会福祉サービスはご利用者やそのご家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症の蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められます。しかしながら従事する職員は基礎教育課程において感染予防のための標準予防策を必ずしも学習しておらず、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務に当たっており、その他の職員も含め、精神的にも多大な負荷を負っています。

福祉の現場においては、過重労働による健康障害の防止対策、メンタルヘルス対策、職場のハラスメントの予防・解決等がどこよりも求められます。（総合福祉研究会）